

泉大津市ふるさと納税業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

泉大津市（以下「市」という。）のふるさと納税における現状は、寄附件数の約7割を地場産品である毛布やニット製品で占め、品数・サイズ・カラーバリエーションは充実している一方で、ふるさと納税全般において人気の高い「魚介類・水産加工品」「精肉・肉加工品」「雑貨・日用品（寝装品を除く）」の返礼品は非常に少ない状況である。

このような中、寄附額の増加の施策として、ふるさと納税受付サイト（以下「ポータルサイト」という。）の拡充、返礼品の品数及び内容の充実、ポータルサイト内広告及びウェブ広告を実施してきた。一時期、飛躍的に寄附額は増加したが、ここ数年、寄附額の前年度比における伸び率は鈍化傾向にあり、令和4年度実績においては全国平均（16%）と比較し、低い数値（4%）にとどまっている。

今後、住民サービスの向上及び持続可能な行政運営を行っていくためには、自主財源の確保が重要であり、その一つとして、ふるさと納税による寄附額を伸ばすことが重要である。

寄附額のさらなる増加のため、専門的知見に基づいた新規返礼品の開発及び既存返礼品の改良促進、返礼品提供事業者の開拓、戦略的なプロモーションの実施が求められている。また、ふるさと納税の寄附受付業務、寄附情報等の管理、返礼品の受発注及び配送管理、寄附金受領証明書等の発送などの業務を効率的に進めることを目的に公募型プロポーザルを採用し実施する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

泉大津市ふるさと納税業務委託

(2) 業務の内容

別添の泉大津市ふるさと納税業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和6年9月1日（予定）から令和9年8月31日まで（長期継続契約）

ただし、契約締結日から令和6年8月31日までは引継ぎ等の期間とし、当該期間に関して委託料は発生しないものとする。

3 委託料等の見積り限度額（消費税及び地方消費税を除く。）

(1) 基本委託料

寄附金額の5%を上限とする。

(2) 返礼品の調達に係る費用

実際に返礼品の調達に係る費用。なお、寄附一件当たりの調達に係る費用は、当該寄附金額の3割を上限とする。

(3) 返礼品の配送に係る費用

返礼品の品質に影響を及ぼさない配送方法に対する合理的な価格の実費とする。

(4) 寄附金受領証明書及びお礼状送付業務に係る費用

実際に寄附金受領証明書等の送付に係る費用。

(5) ワンストップ特例申請の受付等に係る費用

一件当たり250円を上限とする。

ただし、電子申請（オンラインワンストップ）の受付に係る費用は、一件当たり150円を上限とする。

※「さとふる」及び「三越伊勢丹ふるさと納税」に係る業務については、上記(1)及び(2)並びに(3)は除外し、(4)及び(5)については対象業務とすること。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。また、本市の課税を滞納していないこと。
- (6) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の要件に該当する事項がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加への排除措置要件に該当しない者であること。
- (9) 令和2年度から令和4年度までの期間において、単年度（4～3月）寄附実績が10億円以上の自治体と同様の業務を受託し、かつ、その業務を履行した実績を有していること。受託実績とは、仕様書に記載しているようなふるさと納税業務全般を支援した実績であり、基幹システムの提供等の業務の一部のみを受託した実績は含まないものとする。

5 プロポーザル実施スケジュール

公募開始	令和6年5月15日（水）
参加表明書提出期間	5月15日（水）～5月27日（月）
質疑書提出期間	5月15日（水）～5月22日（水）
質疑書回答日	5月24日（金）

企画提案書提出期間	5月28日(火)～6月14日(金)
辞退届提出期限	6月14日(金)
第1次審査(書面審査)	6月21日(金)
第1次審査結果通知	6月25日(火)
第2次審査(プレゼンテーション)	7月2日(火) 予定
結果通知・結果公表	7月上旬 予定
契約締結	7月中旬 予定

6 参加申込書の提出

「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。
 なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
① 参加表明書(様式1)	1部	各1部
② 会社概要書(様式2)	1部	
③ 業務実績書(様式3) 「4 参加資格」の(9)に示す業務実績を記入してください。	1部	

・業務実績書に記載の契約案件に係る契約書の写しを添付すること(添付する契約書に開示することができない項目がある場合は、当該部分を黒塗りして提出すること)。

※令和5・6年度泉大津市入札参加資格を有していない場合は、以下の書類をあわせて提出すること。

書類	紙媒体	PDF
④ 決算報告書 直前1年分に係る決算報告書一式(直近の株主総会で議決を得たもの)	1部	各1部
⑤ 登記簿謄本	1部	
⑥ 納税証明書 本店に係る法人税及び消費税(国税)。本市に本店又は営業所がある場合は、本市が課税しているものすべて。 ※参加表明書提出日から遡って3か月以内発行されたもの。	1部	

書類	紙媒体	PDF
⑦ 印鑑証明書 法務局が発行したもの。 ※参加表明書提出日から遡って3か月以内に発行されたもの。	1部	各1部
⑧ 使用印鑑届（様式4-1）	1部	
⑨ 障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様式4-2）	1部	

(2) 提出期間

令和6年5月15日(水)午前9時～5月27日(月)午後5時(必着)

(3) 提出方法及び提出先

下記のア・イの両方を提出すること。

ア 紙媒体

持参又は郵送で提出すること。

(〒595-8686 泉大津市東雲町9-12 泉大津市秘書広報課)

イ PDF

電子メールで提出すること。

(秘書広報課メールアドレス kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp)

(4) 参加の承認

参加承認の可否については、令和6年5月28日(火)に参加表明書に記載された担当者に電子メールで通知する。

(5) 質疑及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は「質疑書(様式5)」を提出すること。

ア 提出期間

令和6年5月15日(水)～5月22日(水)

イ 提出方法

(ア) 質疑書(様式5)に質疑内容等の必要事項を記載のうえ、電子メールに添付し「秘書広報課」へ提出すること。

(秘書広報課メールアドレス kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp)

(イ) 電子メールの件名は、【プロポーザルに関する質問(会社名)】とすること。

(ウ) 電子メール以外での質問には回答しないものとする。

ウ 質疑への回答

令和6年5月24日(金)に泉大津市ホームページに掲載し、個別には回答はしないものとする。

7 企画提案

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
① 企画提案提出書(様式6)	1部	各1部
② 企画提案書(任意様式)	6部	
③ 業務工程表(任意様式)	6部	

書類	紙媒体	PDF
④ 見積書（任意様式）	1部	1部

提出書類の規格

ア A4版両面カラー（文字サイズ12ポイント程度）20ページ以内（表紙や目次を除く）を原則とする。

イ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

ウ 見積書における金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載すること。

エ 会社名、ロゴマーク等、作成者が特定される表示は一切しないこと。

オ 「委託料等の見積限度額」に示す金額を超える場合は失格とする。

(2) 提出方法及び提出先

「6 参加申込書の提出」の「(3) 提出方法及び提出先」と同様とする。

(3) 提出期間

令和6年5月28日(火)午前9時～6月14日(金)午後5時（必着）

※なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

8 企画提案書等の内容

企画提案書等の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し提出すること。

(1) 企画提案書

別紙仕様書の業務内容を踏まえ、次の事項について提案すること。

ア ふるさと納税の現状や今後の動向予測等

イ 本市の寄附額が10億円を達成するための課題や方策、令和7年度に10億円を達成するための各年度の事業計画案

ウ 寄附額の増加に向けた施策、業務の効率化に向けた各種取組

(2) 業務工程表

業務遂行の体制や役割、実施スケジュールが具体的に分かるように提案すること。

(3) 見積書（消費税および地方消費税の額を除く。）

ア 基本委託料

寄附金額に乗じる率。

イ ワンストップ特例申請の受付等に係る費用

ワンストップ特例申請書、電子申請（オンラインワンストップ）別に、それぞれ区分ごとの一件あたりの金額。

9 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、泉大津市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置される「泉大津市ふるさと納税業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）』の審査において、次により決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行い、契約候補者としての可否を決定するが、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、契約候補者として認めないこととする。

ア 応募者が4者以上あった場合は、審査委員会において、企画提案者の提案について審査基準に基づいて書面審査による第1次審査を行い、審査委員の合計点数の総計の上位3者をプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査の対象者として選定する。

イ 第2次審査は、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査

基準に基づいて評価し、第1次審査の結果と合わせて、最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を契約の候補者とする。

なお、第1次審査を行わなかった場合は、第2次審査において、第1次審査の審査項目を併せて審査を行うものとする。

ウ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、契約候補者を決定する。

エ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受けないこととする。

(2) 第2次審査対象の選定結果及びプレゼンテーション等の時間、場所等の通知

ア 第2次審査対象に選定された者に対しては、第2次審査対象に選定された旨と第2次審査の集合時間等を記載した「プレゼンテーション等開催通知書」を参加表明書に記載された担当者に電子メールで通知する。

イ 第1次審査において、第2次審査対象に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を参加表明書に記載された担当者に電子メールで通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

ア 実施日時

令和6年7月2日（火） ※予定

集合時間や会場は、プレゼンテーション等開催通知書で指定する。

イ 実施場所

泉大津市役所（大阪府泉大津市東雲町9番12号）

ウ 実施時間

1 企画提案者につき40分以内とし、概ねプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を20分以内とする。

エ プレゼンテーションの方法

「7 企画提案」の「(1) 提出書類②・③」に沿って、本市の担当となる責任者（予定者を含む）が説明を行うこと。

なお、提案説明は企画提案書をもとに実施するものとし、パソコンやプロジェクターを使用する場合は、プレゼンテーションを実施する前々日までに秘書広報課へデータで提出すること。また、会場に入室できるのは3名以内とし、入室者は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないこと。プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 第2次審査の結果通知について

第2次審査対象者に対して、第2次審査結果を通知することとする。

(5) プロポーザルの審査結果の公表について

前述の審査を経て、契約候補者として特定した者についての名称と本プロポーザルの審査における評価結果を、泉大津市ホームページで公開するものとする。

10 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合

(3) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

(4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合

(5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

11 企画提案に関する費用

企画提案に関する必要費用は、企画提案者の負担とする。

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合においては、プロポーザルに要した費用を市に請求することができないものとする。

13 契約について

(1) 契約方法

ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、本業務の契約候補者（随意契約）とする。

イ 契約の締結は、本市が設定する委託料等の見積り限度額の範囲内で、契約候補者と交渉を行う。

ウ 契約候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は契約候補者の本提案における失格事項、若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定限度額の範囲内で、次の順位のと交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

契約候補者と市が業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出すること。

(4) 契約保証金

契約保証金額は、契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券とする）を納付する。ただし、泉大津市財務規則第116条各号のいずれかに該当するときは、これを免除することができる。

14 その他の事項

(1) 本件プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

(2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を令和6年6月10日（月）までに、秘書広報課へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はないものとする。

15 問合せ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

TEL：0725-33-1131（代表）

E-mail kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

附則

この要領は、令和6年5月10日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。